

令和5年度渋川市職員採用試験

1 職種・受験資格

職種	採用予定 人数	受 験 資 格
建築技師	若干人	昭和62年4月2日以降に生まれた人 ①大学卒業者 ②短期大学卒業者 ③高校卒業者又は高等学校卒業 程度認定試験合格者 (各学校の令和6年3月卒業見込みを含む) ※建築学科卒業等、専門知識を有する人に限る
保健師	若干人	昭和62年4月2日以降に生まれた人で保健師の資格を取得してい る人 (令和6年3月31日までに資格取得見込みの人を含む)
社会福祉士	若干人	昭和62年4月2日以降に生まれた人で社会福祉士の資格を取得し ている人 (令和6年3月31日までに資格取得見込みの人を含む)

※ 各職種は、一般事務に従事する場合があります。

※ 他の職種との重複申込はできません。

※ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない人
- ・ 地方公務員法第16条の規定（禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終るまでの者等）に該当する人

2 試験方法

第1次試験		第2次試験
建築技師	SPI3、作文及び専門試験	第1次試験合格者を対象に面接試験 (主として人物、性向、職務に対する適応性などについて面接を行います。)
保健師		
社会福祉士		

※ 作文は、第2次試験以降の資料として使用します。

3 試験日程・場所

(1) 第1次試験

日 時	場 所
令和6年1月21日(日) 午前9時00分から (受付時間：午前8時30分～8時50分)	渋川市役所本庁舎(渋川市石原80番地)

※ 遅刻者は、原則として受験を認めません。

※ 受験票は忘れずに持参してください。受験票を忘れた場合、受験できないことがあります。

※ 筆記用具(黒鉛筆(HB・B・2B)、消しゴム等)が必要です。

※ 15時10分～15時40分頃終了予定です。昼休憩を挟みますので、昼食は各自で用意してください。

※ 受験者多数の場合は、会場等が変更になることがあります。

※ 2月上旬頃、第1次試験の合否結果を通知します。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者を対象に、2月中旬頃に行う予定です。詳細は第1次試験合格者に通知します。

4 合格者発表

2月下旬頃	① 市公告式掲示場に合格者のみ受験番号を告示します。 ② 受験者全員に郵送で合否結果を通知します。 ③ 市ホームページに、合格者のみ受験番号を掲載します。
-------	---

5 採用予定日

最終合格者は、令和6年4月1日採用予定です。

6 採用予定者事前説明会

最終合格者を対象に採用予定者事前説明会を実施します。詳細は最終合格者に通知します。

7 申込方法及び提出書類等

原則、インターネット(ぐんま電子申請受付システム)により申込してください。

インターネットによる申込みが困難な場合やインターネットによる申込みを希望しない場合は、「(2) 郵送または持参による申込みの場合」に記載された書類を提出してください。

(1) インターネットによる申込みの場合

<p>申込方法</p>	<p>ぐんま電子申請受付システム【渋川市】 (https://apply.e-tumo.jp/city-shibukawa-gunma-u/offer/offerList_initDisplay.action) からアクセスし、「令和5年度渋川市職員採用試験申込書」を選択し、内容をよく読んでから申込みをしてください。 ※ 下の二次元コードまたは渋川市ホームページからもアクセスできます。</p>  <p>※申込手順の詳しい説明資料は市ホームページに掲載してあります。</p> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申込みが完了した場合、「申込完了通知メール」が届きます。メールが届かない場合は、申込みは完了していませんので、必ず「申込完了通知メール」を確認してください。 2 利用者ID・パスワード及び、申込完了時に表示される整理番号・パスワードは必ず控えを取り、無くさないように保管してください。 3 パソコンやスマートフォン等の機器、環境等により利用できない場合があります。使用する機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、ご了承ください。 	
<p>提出書類 (添付データ)</p>	<p>建築技師</p>	<p>1 顔写真データ ※ 顔写真データは申込書、受験票に印刷し、本人確認に使用しますので、以下の点に注意してください。 ・正面向き、上半身、脱帽のうえ6か月以内に撮影したもの（白黒・カラーどちらでも可） ・ファイルサイズの縦横比が4：3（履歴書の証明写真サイズ）となっているもの ※ ファイルサイズの例：縦560px（ピクセル）×横420px（ピクセル）、縦600px（ピクセル）×横450px（ピクセル） ・ファイル形式が、画像（.jpeg、.jpg、.png、.gifのいずれか）であり、容量が10MB以下のもの</p>
	<p>保健師</p>	<p>上記の1（顔写真データ）に加え 2 当該資格を証明するものの写しデータ ※ ファイル形式は、PDFまたは画像（.jpeg、.jpg、.png、.gifのいずれか）であり、容量が10MB以下のもの</p>
	<p>社会福祉士</p>	<p>※ 取得見込みの場合は、申込フォームの「免許・資格」欄に取得予定日等を記入のうえ、取得後速やかに証明するものを提出してください。</p>

提出（申込）期間	<p>令和5年12月1日（金）から令和5年12月20日（水）午後11時59分まで</p> <p>※ 当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。</p>
申込後の注意事項	<p>12月下旬から1月上旬頃に受験票を発行する通知（メール）を送信しますので、各自でダウンロード・印刷し、受験票を第1次試験当日に持参してください。</p> <p>※ 受験票が令和6年1月15日（月）までにダウンロードできない場合には、人事課へお問い合わせください。</p>

(2) 郵送または持参による申込みの場合

提出書類	建築技師	<p>① 「渋川市職員採用試験申込書」 1通</p> <p>② 「渋川市職員採用試験受験票」 1通</p> <p>※ 申込書・受験票は、必要事項を記入し、所定の位置に写真（正面向き、上半身、縦4cm×横3cm、脱帽のうえ6か月以内に撮影したもの、白黒・カラーどちらでも可）を貼付してください。</p> <p>③ 受験票返信用封筒 1通</p> <p>※ 長形3号サイズの封筒の表に本人の住所氏名等を記入し、84円切手を貼付してください。</p>
	保健師	<p>上記①～③に加え</p> <p>当該資格を証明するものの写し 1通</p>
	保育士	<p>※ 取得見込みの場合は、申込書の「免許・資格」欄に取得予定日を記入のうえ、取得後速やかに証明するものを提出してください。</p>
提出先	<p>〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地 渋川市役所総務部人事課人事研修係（本庁舎2階）</p> <p>※ 郵送で申し込む場合は、「角2」サイズの封筒に入れ、封筒の表に赤ペン等で「職員採用申込」と朱書きして簡易書留により送付してください。</p>	
受付期間	<p>令和5年12月1日（金）から令和5年12月20日（水）まで（期限厳守） （窓口受付は土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）</p> <p>※ 郵送の場合は、12月20日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。</p>	

※ 申込書・受験票は、黒のボールペン又は万年筆で自書してください。

※ 申込書を市ホームページから印刷する場合、A4サイズの白色普通紙に必ず両面（長辺綴じ）印刷してください。

※ 申込書等は原則として本人が提出してください。

※ 受験票は返信用封筒により12月下旬から1月上旬頃に本人へ送付します。

※ 提出書類に不備があるものは受け付けませんので、提出の際に十分ご確認ください。

(3) 第2次試験以降の提出書類

申込時においては、卒業証明書及び成績証明書は不要ですが、第2次試験受験者等は次のとおり1通ずつ提出してください。詳細は該当者に通知します。

【第2次試験受験者】 最終出身学校の成績証明書

【最終合格者】 最終出身学校の卒業証明書・所定の健康診断書

8 勤務条件（令和5年4月1日現在）

初任給	大学卒 短大卒 高校卒	185,200円～ 167,100円～ 154,600円～	※職歴等がある場合には、一定の基準により加算されます。
諸手当	通勤手当、扶養手当、住居手当、地域手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当などが、支給条件に応じて支給されます。		
社会保険	群馬県市町村職員共済組合に加入します。		
勤務時間	原則として、午前8時30分から午後5時15分、1週間38時間45分です。		
休日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は原則として休みです。 交代制勤務が必要とされる職場については、これらに相当する日が別に定められます。		
休暇	有給休暇として年間20日（採用年度は15日）の年次休暇が付与されるほか、夏季休暇、傷病による病気休暇、結婚した時などの特別休暇があります。		

◇試験についての問い合わせ

渋川市役所総務部人事課人事研修係

〒377-8501

群馬県渋川市石原80番地

電話：0279-22-2362（直通）

0279-22-2111（代表）

内線2115・2116・2117